

役員に対する報酬等の支給の基準

学校法人 興國学園

第 1 条 理事及び監事の報酬の額、並びにその支給方法は、この規定の定めるところによる。

第 2 条 理事の報酬の額は、次の各号のとおりとする。

1. 理事に対して、基本報酬として月額 5 万円を支給する。
但し、病気又は本人の都合により、理事の職務遂行に支障ありと認められる期間は支給しない。
2. 理事に対して、執務手当として執務 1 日につき 1 万円を支給する。
3. 理事に対して、会議手当として理事会出席 1 回につき 1 万円を支給する。
4. 理事長に対して、理事長手当として月額 10 万円を支給する。

第 3 条 監事の報酬の額は、月額 4 万円を支給する。

第 4 条 理事及び監事の報酬の支払方法は、次の各号のとおりとする。

1. 理事及び監事の報酬は、毎月 21 日に支給することを原則とする。
2. 基本報酬及び理事長手当については、異動のあった月は日割をもって計算した額とする。

第 5 条 理事及び監事の報酬の各会計年度において支出する総額は、その会計年度の予算の中でそれぞれ総額として定められた額を超えることができない。

第 6 条 本規定の改廃は理事会の承認によって行なうものとする。

附 則

1. 本規定は平成 12 年 6 月 1 日より実施する。
2. 平成 12 年 6 月 1 日付で規定された「理事及び監事の報酬に関する規定」を、平成 3 年 11 月 30 日付理事会にて私立学校法上の「役員に対する報酬等の支給の基準」に変更し制定。